

## 議会機能継続計画策定特別委員会委員長報告

当特別委員会は、令和4年6月定例会議において、新型コロナウイルス感染症など新たな危機事象に対応し、議会機能の維持と早期回復を図ることを目的に災害対応指針等の見直しを図り、議会における機能継続計画を策定することを目的として設置されました。このたび、計画（案）の取りまとめが終了しましたので策定に至る経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

はじめに、策定の経過について申し上げます。

本市議会は、平成26年3月に福島市議会災害対応指針、福島市議会災害対策会議設置要綱並びに福島市議会議員の災害対応行動マニュアルを福島市議会基本条例と同時に策定しました。

策定から10年近く経過しようとする中、近年は、地震や台風などの自然災害が頻発し、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった、これまで想定していなかった新たな事象が発生するなど、社会全体を取り巻く環境は大きく変化しました。

そのため、災害対応指針等を見直し、大規模な自然災害や感染症の感染拡大など、非常時においても議決機関としての議会機能を停止することなく、その役割を果たすことができるよう、議会としての機能を継続するための計画の必要性を確認しました。

さらに、本市議会の議会基本条例、災害対応指針、災害対策会議設置要綱並びに災害対応行動マニュアルを改めて確認し、災害対応の内容を議会機能継続計画として1つにまとめ、実効性のある計画とするための検討を行うとともに、不足している項目として新たな感染症へ対応した行動基準や議会運営、防災訓練の実施などについて盛り込むことを確認しました。

以下、その結果につきまして、策定しました計画（案）の主な内容について申し上げます。

はじめに、目的と名称について申し上げます。

目的は、災害対応指針の基本方針を準用し、経過で申し上げた大規模災害や感染症の感染拡大など、非常時においても、議決機関としての議会機能を停止することなく、その役割を果たすことを盛り込み、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の体験を踏まえた大規模災害時や新たな感染症などの事象に対応した議会機能の維持と早期回復を図ることとしました。

また、名称については、議会の機能や議員の役割を明確にし、それらを継続することを目的とすることから、福島市議会機能継続計画としました。

さらに、執行機関が策定する市地域防災計画、市国民保護計画、市業務継続計画等との整合性を図ったところであります。

次に、計画で対象とする災害等について申し上げます。

災害対応指針において規定していた大規模災害の判断基準を準用しつつ、地震においては、震度5強以上を基準とし、風水害等においては、警戒レベル4の避難指示が市より発令されたとき、噴火等においては、噴火警戒レベル5の避難が気象庁より発表されたときとするなど、その内容について規定しました。そのほか、新たにミサイル攻撃、テロ行為などの武力攻撃事態等や新型コロナウイルス感染症のような措置を講じなければ市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症が発生した場合も対象としました。

なお、対象に事件事故や大雪についても具体的に規定すべきとの意見もありましたが、具体的な想定が困難なことから特に議長が必要と認めるときに含めることとしました。

次に、議会・議員・事務局職員の役割について申し上げます。

災害対応指針に規定していた基本方針や災害対応行動マニュアルの規定を再編し、議会・議員・事務局職員それぞれの基本的な役割を規定しました。

議会の役割は、議会機能を継続させるという目的達成のため、対象とする災害等が発生した場合においても、議決機関として機能を維持し、住民の代表としてその役割を担うための体制を整えると規定しました。また、災害対策本部が迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、連携を図りながら必要な協力、支援を行うことや国、県、関係機関等への適時適切な要望活動により、市の復旧・復興の取組みをバックアップすることなども規定しました。

議員の役割は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努めることと規定しました。

一方、議会機能の継続の観点から、議会の構成員として、会議の招集があった場合には出席できる体制を整えておくこととし、さらに、地域の被災状況や被災者の要望等の情報収集と知り得た正確な災害情報を市民に積極的かつ適切に提供することを役割として規定しました。

災害対応指針等にはこれまで規定していなかった事務局職員の役割は、議員の安否確認に努めることや議会災害対策会議の設置及び運営、災害対策本部との連絡体制の確保、調整などのほか、災害対策本部事務局並びに本庁舎自主防災組織の一員としての役割にあたることも規定しました。

次に、災害等発生時の連絡体制について申し上げます。

議会機能を継続するためには、議会の構成員である議員の安否確認が重要であることから、その連絡体制について規定しました。

対象とする災害等のうち、地震の震度など具体的基準を規定した災害等が発生した場合や感染症に感染した場合は、議員は自ら議会事務局へ安否の連絡をすることとし、それ以外の災害等については、議長の指示により議会事務局から

連絡があった場合に安否を報告することとしました。また、連絡手段は、メールによる報告を優先とし、電話、貸与タブレット端末に導入しているラインワークスの活用も盛り込みました。

次に、災害等が発生した場合の議会としての対応を検討するための組織である災害対策組織について申し上げます。

対応を検討する組織は、これまでどおり福島市議会災害対策会議とし、対象とする災害等が発生した場合に議長が設置することができる規定とすることとしました。また、これまでの議会災害対策会議は、正副議長及び各会派の代表者並びに議会運営委員長、各常任委員長の13名により構成されていましたが、議員定数の3分の1以上となる人数を非常時に招集することは現実的ではないことから、正副議長及び各会派の代表者による構成としました。ただし、議長は必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる規定を設け、必要に応じて委員長などの参加を可能とすることとしました。

次に、行動基準について申し上げます。

情報の収集・提供として、災害対策本部からの災害情報は、全議員へ事務局よりメールのほか貸与タブレット端末などへ提供することとしました。

また、直ちに対応しなければ、被害が拡大、又は人命に関わる等、特に緊急性がある場合を除き、復旧工事等や避難所運営、さらには国、県などへの要望に関する議員からの被災情報については、議長または議会災害対策会議に一本化し、議会として取りまとめ、災害対策本部へ提供、要望及び提言することとしました。

さらに、避難所における物資の要請などの個別の要請案件は、各議員から個別に災害対策現地本部などへ要請は行わず、避難所駐在員から災害対策現地本部へ伝えることとし、市当局に対し、情報提供の一元化を図り、災害等発生時に市当局が被災者支援などの活動に専念できるよう議会として一定の配慮をするこ

としました。

また、正副議長、議員、事務局職員の基本的な行動基準については、災害発生時から概ね24時間が経過するまでの初動期と概ね2日から7日目の応急期、さらに概ね8日目以降、議会が機能を回復するまでの復旧・復興期の3つの段階に分けて整理しました。

これは、各議員等が発災時に速やかな行動がとれるよう発災からの時期に応じた行動基準を定めたものであります。

次に、災害等発生時の議会運営について申し上げます。

災害等発生時の議会運営については、議会基本条例及び委員会条例、会議規則等の規定を基本とし対応を検討しました。

まず、議員が被災した場合として、本会議、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会のそれぞれについて、定足数を満たす場合と満たさない場合、正副議長または正副委員長に事故があった場合に分け整理をしました。

なお、本会議の運営について、正副議長がともに事故があるときは、地方自治法に規定のとおり、仮議長の選挙が行われますが、一部委員から、選任にあたり、あらかじめ正副議長経験者など順位を計画の中で定めておく方が良いとの意見がありました。

しかし、状況により、必ずしも順位づけされた議員が出席できるとは限らないことから計画に規定することとはしませんでした。仮議長の選任にあたっては、議会機能を維持するため、速やかに選出ができるよう留意する必要があります。

次に、オンラインを活用した会議の開催について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人が参集することで感染リスクが高まることもあり、また、本市議会においても、濃厚接触者になった議員、

あるいはその疑いがある場合、会議を欠席せざるを得ない事態が発生しました。

さらに、地震や台風、集中豪雨等の自然災害が毎年のように発生する中、議員の参集が困難となり議会運営に支障が生じることも想定されます。

こうしたことから、委員会等の会議の出席について、議会機能の維持や危機管理の観点から災害や感染症の感染拡大防止の場合に限定し、今後、議会として、オンラインを活用した会議の開催について検討していくこととしました。

次に、感染症流行時の対応について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に際して、これまで議会として協議、確認した内容を基に、基本的対策の徹底、議員・事務局職員が感染した場合の対応、会議等における感染予防対策、傍聴の取扱いなどについて、国や県及び市の状況や方針を把握した上で、適切に対応することを計画に規定しました。

次に、防災訓練について申し上げます。

災害時に議会と議会事務局がともに、迅速に体制を整備し、的確に行動することができるよう、安否確認の通信訓練や火災時の避難誘導訓練、消火訓練などを議会として年1回以上行うことを規定しました。有事に備えた訓練の必要性を改めて確認し、実行していくものとします。

最後に、計画の見直しについて申し上げます。

毎年の訓練の検証や新たに発見された課題等の発生に対し、適宜、継続的に改正を行い、より良い計画としていくことが望まれることから、今後は、代表者会または代表者会において決定した検討組織において見直すことを規定しました。

以上、計画案の主な内容について申し述べましたが、本計画が策定された際には、これまで規定していた災害対応指針、災害対応行動マニュアルは、廃止することを申し添えます。

最後に、策定にあたり議論を重ねる中で、私たち議員は、災害等が発生した場

合においても、議会機能を継続し、二元代表制の一翼として、市民を代表する議決機関としての役割を果たしていくことが、市民の付託を受けた責任を果たすことであることを改めて強く認識したところであります。

常日頃から災害に備え、災害等発生時には、本計画により議会の機能が継続され、市当局の災害対応に即応し、市民に寄り添いながら速やかな復旧・復興へ全力で取り組んでいく決意であることを申し添えまして、特別委員長報告といたします。